

滋賀県広報誌広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県広報課が発行する広報誌を広告媒体として活用し、企業、団体等（以下、「民間事業者等」という。）の広告の掲載を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広報誌への広告の掲載は、民間事業者等との協働による県民サービスの向上および民間事業者等の事業活動を促進することによる地域経済の活性化を図るとともに、併せて県が実施する事業の経費節減および新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報誌 県広報課が発行する広報誌をいう。
- (2) 広告 広報誌に掲載する民間事業者等の広告をいう。
- (3) 広告主等 自ら広告を掲載しようとする者のほか、他者の広告を代理し掲載しようとする者をいう。

(広告の範囲)

第4条 対象とする広告は、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 誇大または虚偽であるもの
- (7) 不当な比較またはひぼう中傷となるもの
- (8) 県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれがあるもの
- (11) 内容および責任の所在が不明瞭なもの
- (12) その他、広告等として不適当であると県が認めるもの

2 次の各号に定める業種または事業者の広告は、取り扱わないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により、風俗営業と規定される業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 各種法令に違反しているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者

(9) その他県が適当でないと認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告の範囲に関し必要な基準は、別に定める。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、毎年度県広報誌「滋賀プラスワン」広告募集要項で定め、募集の際に提示するものとする。

2 広告の原稿作成に要する費用は、広告主等の負担とする。

3 県は、広告を掲載した後、速やかに広告主へ報告するとともに、広告の掲載料を別に定める期日を納付期限として請求する。

4 広告主等は、広告の料金を県が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

5 既に納入された広告等料金は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

(広告の募集)

第6条 広告主等の募集は、公募により行う。ただし、公募を行った結果、広告の掲載を希望する者がいない場合は、個別募集を行うことができるものとする。

2 広告の掲載を希望する者は、県が定める申込書を提出するものとする。

3 広告主等は、自らが第4条第2号第9項を除く同条各号に該当するものではないことを県の求めに応じて、証明しなければならない。

4 広告主等は、広告の内容等につき、県から説明を求められたときは、速やかに説明をするものとし、これを拒んではならない。

(広告主等の決定)

第7条 県広報誌「滋賀プラスワン」広告募集要項で定める広告募集期間内において、先着に申し込んだ者で広告内容等が適当であると認められる者を広告主として決定する。

(広告等の原稿の提出等)

第8条 広告主等は、別に定める日までに県に広告等の原稿を提出しなければならない。また、広告には以下の事項を明確に表示しなければならない。

(1) 広告主等の名称および連絡先

(2) 上部に「広 告」の表示

2 提出された広告等の原稿につき、県が適当でないと認めるときは、期日を定めて修正を求めることができ、広告主等は正当な理由なく、これを拒んではならない。

(広告主等の責務)

第9条 広告主等は、広告等の内容その他広告等に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主等は広告等に関し、第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任および負担において解決しなければならない。

3 広告等の内容が、第4条に定める基準に抵触した場合で、広告等を中止するときは、これに伴う費用は広告主等が負うものとする。

(広告等の掲載の取り消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告等の実施期間中であっても、広告等の掲載を中止し、契約を解除することができる。

- (1) 県が指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主等が県の社会的信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主等の倒産、破産等により実施する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主等が取り下げを申請したとき。
- (6) その他、県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(協議)

第11条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広報誌への広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

「滋賀県広報誌広告掲載要綱」（平成17年3月29日施行）は廃止する。

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。